

「戦後」離脱期
の日本外交

昭和二十六（一九五二）年九月に調印され、翌二十七年四月に発効したサンフランシスコ講和条約によって、六年におよぶ占領時代は終わりをづけ日本は国際社会に復帰を許されることとなった。この講和条約はソ連をはじめとする社会主義国および中国を除く単独講和であったが、それは当時の米ソ冷戦に象徴される国際情勢と日米間のかかわり

を考えると、日本にとってやむをえぬ選択であったといえるであろう。ともあれ、この条約によって日本は脱「戦後」時代へと歩みはじめる。講和条約と同時にセットになって締結された日米安全保障条約は、日本が東西冷戦構造のなかではっきりと自由主義陣営に組み込まれることを意味すると同時に、みずからの安全保障にかんじて以後全面的にアメリカに頼ることを意味した。こうして、自主的な歩みへのワン・ステップを踏みだした日本は、アメリカとの密接な友好関係をその基礎におくことになった。それはまた、日本の対外政策がアメリカとの関係に大きく規定されることを示していた。

昭和二十七年四月に締結された日華平和条約は、そうした文脈においてとらえることができる。日本が中国との関係正常化を、大陸の毛沢東政府とではなく、台湾の蔣介石政権とのあいだにおいて行わざるをえなかったのは、アメリカとの関係を第一義におかなければならないからであった。この条約によって戦後の日中関係の基本構造が形成されることになったが、それは吉田首相が懸念したとおり、日中関係の将来にとっては不幸な選択であった。昭和三十一年にはいると、日ソ国交回復、国連への加盟など「戦後」時代からの離脱への傾向がより明確なたちをもつてあらわれてくる。この二つの出来事は、日本が名実ともに国際社会の一員となったことを意味した。そして三十二年、岸内閣が成立したことは、日米関係が実質的にも脱「戦後」時代へと突入したことをわれわれに示した。A級戦犯容疑者として三年あまりを巣鴨拘留所で過ごさねばならなかった岸信介氏が総理の座についていたという事実は、日本が占領の残滓を完全に拭い去ったことをあらわしていたからである。この岸内閣

のもとに昭和三十五（一九六〇）年、新安保条約が締結される。不平等条約であった旧安保に比べ、内乱条項の削除、「事前協議」制の導入などより「平等な」条約へと改訂されたが、日本国内では

「反安保」運動が高まり岸首相は辞任を余儀なくされるにいたった。岸内閣のあとをうけて登場した池田内閣は、「所得倍増」というスローガンに象徴される経済合理政策によって経済発展に力を注ぎ、六〇年代の飛躍的な日本経済の成長の基礎をつくりあげた。この池田内閣の時代から急激な上昇カーブを描きはじ

めた日本経済は、六〇年代を通じて、GNPにおいて一九六〇年の四四九億ドルから七〇年の一九六二億ドルへと年率一五・九パーセントの高成長を誇り、日本は「経済大国」と呼ばれるまでにいたった。池田首相が病気で退陣したあとと政権を担当した佐藤首相は、まず昭和二十六年十月に予備会談が開かれていらい一四年間もこじれてきた日韓交渉に終止符をうち、ここに日韓両国の国交が回復した。そして、つぎにかれは佐藤外交の目標を「沖縄返還」にすえたのであった。この時期、日本国内において「自主外交」を主張する声が広範に聞かれるようになったこともあり、沖縄問題は国内政治においても重要なイシューとなった。

日本は経済力にたいする自信を背景に、アメリカに向かってかつてないほど自己主張をはじめようになってきた。そこには戦後二十年をへて、はっきりと形をあらわすようになった国民のナショナルリズムの感情が、強い裏づけとなっていた。昭和四十（一九六五）年、アメリカがベトナム戦争に本格的に介入するようになると、日本国内の対米批判の世論が広範な高まりをみせるようになったことも、そのよい一例であった。こうした状況下で昭和四十二年十一月、佐藤・ジョンソン共同声明は沖縄返還問題について「両三年内」に返還の時期を決めることで合意し、小笠原諸島の「早期復帰」にかんしても意見の一致をみたのである。

多極化時代の 日本外交

いままでみてきたように、戦後の日本の対外政策が比較的無難にはこんできたうらには、日本がおおむね恵まれた国際環境のなかにおかれてきたという事情があった。とくに、日本がその経済活動を営むうえでそうであった。たとえば、まず第一に国際政治において軍事力のもつ意味が低下したことがあげられるだろう。その結果、日本は軍事費を少額に抑えることによってほとんど不利を蒙らず、かえって経済発展に専心できたのである。

第二に、世界貿易が自由であったことに眼をむけなければならない。戦後、アメリカがリーダーシップをとって形成された国際経済体制は、貿易の自由を保障していた。この自由貿易体制のなかで、日本は島国であり海洋貿易に頼らねばならないという地理的条件をプラスに活用して、世界的規模での貿易を行いその経済力を伸長させてきたのである。

以上の二つの点は、アメリカとの友好関係の維持がその基盤となっていたことを忘れてはならない。日本が軍事費を最小限に留めておくことができたのは、日米安保条約のおかげであるといっても過言ではないし、自由貿易体制がアメリカの力によって維持されてきたことも、また事実なのである。しかし、こうした日本にとって好ましい環境も、六〇年代後半から徐々に変化してきた。まず、昭和四十四（一九六九）年に焦点をあわせて、その変化と日本外交について考えてみよう。六九年は、ニクソン・ドクトリン、中国文化大革命の收拾などいくつかの事柄に示されるように、現在の「多極化」時代の幕明けをつげた年であった。この年の十一月、佐藤・ニクソン共同声明は「七二年、本土なみ、核ぬき」の沖繩返還について合意をみたが、この背景にはニクソン・ドクトリンによってアジアからの撤退をはかろうとするアメリカの極東戦略の変化があったことに注目せねばならない。そして、アメリカはアジア撤退にさいして日本がアジアにおいてその役割をなにか増大させることを期待したのである。いわゆる「韓国条項」と「台湾条項」が共同声明に盛り込まれ、安保条約の「事

前協議」がイエスもありうると解釈されるようになったのはそのよいあらわれであった。

これらの事実、アメリカの力の低下と経済力を背景とする日本の国力の増大との対照を明らかに示すものであり、同時に多極化時代の到来を印象づけるものであった。こうしてアメリカの力が相対的に低下することによって、日本をめぐる国際環境は微妙に変化することになった。まず、従来の自由貿易体制にかげりが生ずるようになった。日米繊維問題は、アメリカが日本にたいし不当な輸出規制を要求したことに於いてそのよい例であったし、また同時にこのことは日米が競争者の関係にはいり、ときには利害が真正面から衝突することもありうることをわれわれに示したのである。

そして七〇年代にはいと、諸外国の日本にたいする眼はより厳しいものになってきた。自己主張を積極的にはじめるようになっていた日本は昭和四十七（一九七二）年、沖繩返還につづき戦後懸案であった日中国交回復を達成したが、その同じ年に「円の切り上げ」を行わざるをえなかったことは、日本が国際社会においてその国力にふさわしい責任を果たすことを強く迫られていることをよく示していた。

こうして国際環境は七〇年代になると日本にとって徐々に厳しいものになってきたが、昭和四十八年の石油危機は、そのことをもつとも強くわれわれに認識させることになった。いままでも資源は他から買えばよいという前提のもとに、日本は経済発展をとげてきたのであったが、資源をもたないことによる経済の脆弱性がこのオイル・ショックを契機に明白となり、高度経済成長の神話に根本的な反省を余儀なくされることになったのである。そして現在、ベトナム以後の新たな国際環境のなかで、日本は世界（とくにアジア）の平和と安全に寄与する「安定勢力」として国際社会における自己の役割を積極的に果たさねばならない時期に直面しているといえよう。

2節 多極化時代の外交

48 日米間には

どのような問題があるか

戦後日本の国際関係は、日米関係を主軸に展開してきたし、この主軸は将来も変わらな
いであろう。戦後日米関係の歴史をたどりつ
つ日米間によこたわる諸問題を考えてみたい。

戦後三〇年をへた日米関係は、いくつかの
占領期の 時期に区分することができる。第一の
日米関係 時期はいくまでもなく敗戦からサンフラ

ンシスコ講和条約（昭和二十六年九月調印、二十七年四月発効）にいたるまでの占領期である。この時期においては、日米間に矛盾を生むような問題は発生しえなかつたといつてよい。なぜなら、両者の関係は勝者と敗者の関係つまり支配と服従の関係であつて、そこには対等な外交関係はなく、「涉外」事務があるのみだつたからである。

アメリカは当初、日本の弱体化をその占領政策の目標としていたが、米ソ冷戦が激化し、中国革命の結果、一九四九年に中華人民共和国が誕生するにいたつて、日本を自由陣営の一員として積極的に復興させる政策をとるようになった。こうして日本は自国の安全保障と、経済自立化の双方をアメリカの庇護と援助のもとに頼り、両者の関係は緊密をきわめ、この時期の日米両国は日本の対米従属下に「密月時代」を経過しつつあつたといつてよい。

講和条約成立後、アメリカによる直轄統治には終止符が打たれたが、講和条約と脱却への歩み 同時に締結された日米安全保障条約（（介史料1））に象徴される日米の関係は、ひきつづき密接であつた。しかし講和条約締結後数年をへると、次第に日本の主體的立場が認められるようになり、日本は「戦後」時代から徐々に離脱しはじめる。昭和三十一年のソ連との国交回復、国連加盟などはそのよい例であつたが、とくに三十二年岸内閣が成立したことが、そうした傾向をよりいっそう明確にした。A級戦犯として三年三か月を巣鴨拘留所で過ごさなければならなかつた岸信介氏が、

「戦後」時代 治には終止符が打たれたが、講和条約と脱却への歩み 同時に締結された日米安全保障条約（（介史料1））に象徴される日米の関係は、ひきつづき密接であつた。しかし講和条約締結後数年をへると、次第に日本の主體的立場が認められるようになり、日本は「戦後」時代から徐々に離脱しはじめる。昭和三十一年のソ連との国交回復、国連加盟などはそのよい例であつたが、とくに三十二年岸内閣が成立したことが、そうした傾向をよりいっそう明確にした。A級戦犯として三年三か月を巣鴨拘留所で過ごさなければならなかつた岸信介氏が、

△史料△

1 日米安保条約（抜粋）（一九五一年九月八日）

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。（後略）

2 改定日米安保条約（抜粋）（一九六〇年一月十九日）

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

3 同条約第六条の実施に関する交換公文（抜粋）

（一九六〇年一月十九日）

……合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。……

史料1・2・3（渡辺洋三・吉岡吉典編『日米安保条約全書』）

首相のポストについたという事実は、疑いもなく、日米関係が実質的に脱「戦後」時代への第一歩を踏み出したことを意味していたからである。

岸氏は首相就任後、三十二年六月にアメリカを訪問し、アイゼンハワー大統領とのあいだに日米共同声明を發表した。この共同声明には、限定的であるとはいえ、沖縄返還への「強い希望」などいくつかの日本側の主張が盛り込まれた。日本の経済的復興と国際的地位の相対的上昇という現実をまえに、ここにいたつてはじめてアメリカは、日本にたいし「対話」の姿勢を示すようになったのである。こうして「日米新時代」が、日米関係のキャッチ・フレーズとして語られることになった。

やがて三十五年（一九六〇）年には、日米安保条約の改訂が行われ（（介史料2））、従来日本にとって不平等であつた諸点について条約期限の設定、内乱条項の削除、「事前協議」制の導入（（介史料3））などの改善がなされた。だが、この条約改訂をめぐる日本国内の激しい政治的紛糾の結果、岸首相は辞任を余儀なくされるにいたつた。戦後一五年をへて脱「戦後」感覚が次第に醸成されるにつれ、日本人のあいだにはナシヨナリズムが再び頭をも

たげてきていたのである。その対象として、日本人にとって「戦後」を具現するもっとも身近な存在であるアメリカが選ばれたことは必然的なことであった。

岸首相のあとをうけた池田首相の時代になると、日本はアメリカにたいし、六〇年代にはいつてからの急速な経済的繁栄をテコとして、より積極的な発言を行うようになった。アメリカもそうした日本に率直に対応したため、安保条約改定にさいして感じられた両国の将来にかんする危惧も払拭され、日米間の提携関係はさらに深まることになる。この時期のキャッチ・フレーズになった言葉が、「イコール・パートナーシップ」であったことは、日本が戦後日米関係の時代から次第に脱却し、アメリカ側もそれにふさわしい対応の必要性を認めるようになったことを示していた。

昭和三十九年十一月の佐藤内閣の誕生は日米間の不協和音

速に一般化するようになり、「自主外交」を唱える声が広範に拡がりはじめた。そして六〇年代前半までの平穏かつ順調な日米関係も、四十（一九六五）年を境にしてときには不協和音を奏するようになる。

史料

4 佐藤・ニクソン共同声明（抜粋）
（一九六九年十一月二十一日）

5 総理大臣と大統領は……安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。

6 両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めに於いて満たしうること意見が一致した。よって両者は、……一九七二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。

7 総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。

8 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、右の日本政府に背馳（はいち）しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

（『戦後資料・日米関係』）

その背景的な要因の第一は、日本の経済的発展についての日本人の自己認識であろう。六〇年代の日本の急速な経済成長とアメリカ経済の相対的後退は、日米両国間の経済的格差を縮め、とくに四十年以降一年だけの例外を除いて、日本の対米貿易が出超となったことは、日米関係が新たな転換期にはいったことを示していた。

第二には、ベトナム戦争の本格化によって生じた日米間のギャップであろう。四十年二月にアメリカが北爆を開始し、ベトナム戦争に本格的に介入するようになるなど、日本国内の世論はアメリカにたいし徐々に批判的になっていった。いつぼう、アメリカは当時ベトナム戦争への介入に堪してまだ自信をもっていたため、このような日本の論調に反撃し、むしろ日本のあいまいな対外姿勢を指弾することとなり、こうしていわゆるコミュニケーション・ギャップが生じはじめたのである。

最後に、この時期に「沖縄問題」が具体的な日米間のイシューとして浮かびあがってきたことをあげなければならぬ。佐藤首相は四十年八月、戦後の首相としてはじめて沖縄を訪れ、「沖縄復帰の実現なくして戦後は終わらない」と述べたが、この言葉に端的に示されているよ

うに、佐藤外交の主眼は「沖縄問題」の解決にあった。こうして、沖縄返還は日米間の重要な課題となり、日本の対米ナショナリズムはかつてないほどの高揚をみせることとなった。

以上のような状況が進行するなかで、昭和四十二年十一月、佐藤・ジョンソン共同声明において日米両国は「両三年以内」に沖縄返還の時期を決めることに合意し、また小笠原諸島の「早期復帰」も決定した。その後事態は順調に運び、二年後の四十四年の佐藤・ニクソン共同声明で「七二年、本土なみ、核ぬき」の沖縄返還が合意されることとなった（史料4）。

この沖縄返還の決定は、日本がその経済的台頭を背景として強く主張するようになった「自主性」確立への要求が一応満たされたことを意味したが、同時にそれはアメリカのアジア政策の変化と決して無関係ではなかった。すなわち、一九六九年夏、アメリカはアジア諸国へのオーバー・コミットメントを修正するニクソン・ドクトリンを掲げて「アジアからの撤退」を宣言したが、この「アジアからの撤退」にさいして、アメリカは日本が

アジアにおける役割分担を従来以上に果たすべきことを望んだのである。

こうした日本にたいするアジアでのアメリカの「肩代わり」への期待と、引きつづき安定的な日米関係を維持することがアメリカの国益にとってもきわめて重要であるとの判断が、アメリカをして「沖縄返還」へと踏み切らせた大きな要因であった。それゆえ、共同声明には「沖縄返還」の合意とともに、いわゆる「韓国条項」と「台湾条項」が盛り込まれ、安保条約の「事前協議」にたいし肯定的態度を決定する方針が示されることになったのである（↓52の史料2・3）。

こうして日米両国間で長く懸案になってきた「沖縄問題」が解決して間もなく、日米関係には重大な摩擦が表面化し、日米関係の悪化が懸念されるにいたった。まず、昭和四十五年春、日本からアメリカに輸出される繊維製品の規制をめぐって、日米両国の利害が激しく衝突した。当初は、日本側はたんなる貿易上の問題であるとしてたかをくくっていたが、翌年になると日米関係の冷却化はまぎれもない事実となった。

こうして日米両国間で長く懸案になってきた「沖縄問題」が解決して間もなく、日米関係には重大な摩擦が表面化し、日米関係の悪化が懸念されるにいたった。まず、昭和四十五年春、日本からアメリカに輸出される繊維製品の規制をめぐって、日米両国の利害が激しく衝突した。当初は、日本側はたんなる貿易上の問題であるとしてたかをくくっていたが、翌年になると日米関係の冷却化はまぎれもない事実となった。

史料

5 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（抜粋）

（一九七一年六月十七日）

第一条

1 アメリカ合衆国は、2に定義する琉球諸島及び大東諸島に関する千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づきすべての権利及び利益をこの協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。日本国は同日に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な機能及び責任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、……千九百五十三年十二月二十四日及び千九百六十八年四月五日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された奄美群島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定に従ってすでに日本国に返還された部分を除いた部分をいう。

（南方同胞援護会編『沖縄復帰の記録』）

そこに二つの「ニクソン・ショック」が追い打ちをかけることになり、日米関係はかつてない動揺と緊張にさらされることとなった。すなわち、四十六年七月、アメリカが中国との接近を日本の「頭越し」に行い、一か月後には対日協議なしにドル防衛緊急政策を発表するにおよび、日米両国の信頼関係には大きなギャップが生じた。日米関係が新段階にはいったことを痛切に感じさせたのである。その後、両国間ではこのギャップを埋め、緊張を緩和させる努力が積み重ねられ、日本が繊維問題についてほぼ全面的に譲歩することによって当面の対立点がなくなり、それとともに日米関係は次第に旧状に復することになった。

しかし、繊維問題をきっかけとして日米関係が急速に悪化したという事実は、日米関係が新しい段階にはいったことを示していた。とくに、四十七年の沖縄返還（史料5）と日中国交正常化、日台断絶は、日米関係が完全に「戦後」時代を終えたことを意味し、より流動的な関係への第一歩を踏み出したことをあらわしていた。

相互依存時代 昭和五十年四月、「アジアの三〇年戦争」の日米関係 といわれたベトナム戦争に終止符が打た

れ、インドシナ半島の情勢が急変してアジアの国際環境には大きな変化が生じた。こうした状況のなかでアメリカは、ベトナム以後のアジアにおいて、日本を最重要視する姿勢を再三にわたり表明し、日本を「永遠の友人」（キッシンジャー国務長官）とまで呼ぶようになった。そして、アメリカは日本がアジアの友邦として自主性を保持することを認めると同時に、それにたいして責任をとることを求めている。こうしたなかで、今後の日米関係は、二国間的な関係だけでなく、資源・食糧・環境問題など、よりグローバルな問題にかんする共同のアプローチという、国際的相互依存の時代にふさわしいかたちで発展してゆくことになるであろう。

参考文献

齊藤真・永井陽之助・山本満編『戦後資料・日米関係』日本評論社 昭45

高木八尺編『日米関係の研究』下 東京大学出版会 昭45

永井陽之助・神谷不二編『日米経済関係の政治的構造』日本国際問題研究所 昭47

永井陽之助・ヘンリー・ロソフスキー編『日米コミュニケーショングラフィック』サイマル出版会 昭48

（中嶋嶺雄・伊豆見元）

「二つの中国」に 日本はどのように対したか

日中関係と日台関係の二つの側面をもって戦後の日中交渉史は展開してきた。その複雑なかかわりあいの歴史を、おもに日中関係の航跡に焦点をあわせてみてゆきたい。

戦後の日台関係の軌跡

戦後日本の対外的選択は、昭和二十六年（一九五一年）年九月に調印されたサンフランシスコ条約ならびに日米安保条約と、翌二十七年四月、台湾の蒋介石政権とのあいだに結んだ日華平和条約（『史料1』）によってなされ、ここに戦後日中関係の基本構造も形成された。この平和条約を基本路線として、日本と台湾との関係は維持されることになった。両国間の通商・経済関係は、通商取引事項について規定していた平和条約の付属議定書第二項（『史料2』）を、通常の通商航海条約に相当するものとみなし、

史料

1 日華平和条約（抜粋）（一九五二年四月二十八日）

第一条 日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。

第二条 日本国は、一九五一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄したことが承認される。

2 議定書（抜粋）（一九五二年四月二十八日）

2 日本国と中華民国との間の通商及び航海は、次の取極によって規律する。

(a) 各当事国は、相互に他の当事国の国民、産品及び船舶に対して、次の待遇を与える。

(I) 貨物の輸出及び輸入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇。

(II) 海運、航海及び輸入貨物に関する最恵国待遇並びに自然人及び法人並びにその利益に関する最恵国待遇。

史料1・2（横田喜三郎・高野雄一編『国際条約集』）

相互に最恵国待遇を与えることによって維持されることになった。

岸内閣もこの基本路線を堅持し、とくに岸首相は就任早々東南アジア諸国を歴訪し、台北で蒋介石と会談した（三十二年六月）が、この会談で両者は外交方針、経済・文化協力、反共政策などについて意見の一致をみ、日台提携を表明した。日本と台湾とのあいだの外交上、通商貿易上の基本的関係は、その後の池田内閣、佐藤内閣においても大きな変化はなかった。

昭和四十四（一九六九）年十一月、沖縄返還交渉のため訪米した佐藤首相とニクソン大統領との日米共同声明において「台湾における平和と安全は日本の安全とつながりきわめて重要である」との一節が盛り込まれたことは、中国の反発をまねき日本国内でも多くの批判を生んだが、四十七年九月、日中国交が樹立するにおよんでこの一項は完全に死文化することになった。

このように戦後の日台関係は、日華平和条約締結以後日中国交回復によって一応のピリオドがうたれるまで、外交・経済ともに「緊密」過ぎるほどの関係を維持してきたのである。

中華人民共和
国成立以後の
日中関係
つぎに一九四九（昭和二十四）年の中華人民共和
国成立以後の
日中関係
七）年の国交樹立にいたるまでの日中関

係史を、五つの時期に区分してふりかえってみたい。

まず第一期は、中国が誕生した二十四年から、サンフランシスコ講和条約が発効した二十七年までの戦後日中関係史の草創期である。この時期、中国の対日姿勢は、もっぱら「日本人民の反米闘争」を支援する方向にあり、いつぼう、日本は先に述べたように台湾とのあいだに平和条約を締結したので、日中交流の細い糸口をつないでいたのは日中貿易のみであった。

第二期は、中国側の対日態度の緩和によって日中関係が新時代にはいった二十八年から中国の国内政治に重大な転換がもたらされた三十二年六月を境とする同年前半までの時期である。日中関係は従来の緊張から大きく緩和し、いわゆる「積み上げ方式」によって日中間の交流が著しく進展した。しかし、三十二年二月に岸内閣が誕生するとともに、中国側の対日態度は硬化し、とくにこの時期が中国の内政上の重大な転機となった「百花斉放・百花争鳴」運動から反右派闘争への転換と重なっていた

ことは、中国側のその後の姿勢を決定づけてしまった。

第三期は、今日の中国の国内政治のパターンの形成期となった三十二年後半以降、翌三十三年五月の長崎における中国国旗事件を契機にして日中関係が断絶していた三十七年前半までの時期である。長崎の国旗事件により日中関係は決定的に断絶した。以後、中国は対日政治三原則「①中国敵視政策を改める、②二つの中国をつくる陰謀に加わらない、③日中兩國の国交正常化を妨げない」を日中正常化の基本政策として打ち出し、日中復交にいたるまでこの原則は中国側の基本的な対日姿勢となつた。

そして一九六〇年八月、中国側は①日中貿易はあくまで政府間協定でなくてはならないが、②政府間協定がなくても友好にもとづく民間契約ができ、③配慮物資の貿易は引きつづき行うことができる、という新しい対日貿易原則を提示するにいたつた。この三段階の原則は「貿易三原則」と呼ばれ、やがて民間契約による「友好貿易」が六〇年十一月以降拡大され、六一年には中国が指定する友好商社の範囲も拡大し二年半の日中貿易断絶のあとこのような友好商社方式が実現することとなつた。

〔史料〕

3 日中貿易覚書（抜粋）（一九六二年十一月九日）

高崎達之助氏と廖承志氏とは一九六二年九月周恩来総理と松村謙三氏との間におこなわれた日中貿易拡大に関する会談の趣旨にもとづき、平等互恵の基礎に立ち、漸進的、積み上げ方式を採用し、両国の民間貿易をさらに発展させるため以下のごとく覚書を交換する。

(1) 双方は長期の総合貿易を発展させることに同意し、一九六三年より一九六七年までをその第一次五年とし、年間平均輸出入総額約三六〇〇万英ポンドの取引を行なうものとする。

（『戦後資料・日中関係』）

4 「吉田書簡」（骨子）（一九六四年五月七日）

(1) 中共向けプラント輸出にかんする金融を純粹の民間ベースとすることについては、貴意（台湾）に沿い得るよう研究をすすめる。

(2) 本年度（一九六四年度）中は、輸銀を通ずる日勃ビニロン・プラントの対中共輸出を認める考えはない。

（日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』）

L・T貿易か 第四期は、日中間にいわゆる、L・T貿易から復交までの 易関係が成立する昭和三十七（一九六二）日中関係 年後半から、中国に文化大革命が開幕する以前の四十年前半までの時期である。三十七年十一月、高崎達之助・経済使節団团长と廖承志・中国アジア・

アフリカ連帯委員会主席とのあいだで日中相互貿易にかんする覚書が交わされ（『史料3』、三十三年の日中関係の断絶いらい、実に四年半ぶりで日中間の正常な貿易が再開されることになった。この覚書にもとづく貿易（日中双方代表のイニシアルをとってL・T貿易という）を軸に日中交流は大いに拡大することとなった。

このように日中関係が好転したなかできわめて困難な課題として登場してきたのが、日本政府資金による長期延払いを認めない旨を、三十九年五月、吉田元首相が台湾政府に約束したといわれる「吉田書簡」（『史料4』）の問題であった。三十九年十一月に佐藤内閣が成立して以後もこの問題は尾をひき、中国は対日態度を硬化させ「吉田書簡」の廃棄を強く要求した。

第五期は、一九六五（昭和四十）年後半の文化大革命開幕から、四十七年九月の日中国交樹立にいたるまでの

時期である。中国は文革の時期に一連の「造反外交」を展開して正常な外交活動はほぼ完全に停止してしまい、わが国にたいしても厳しい姿勢をとりつづけた。だが、そのような状況にもかかわらずL・T貿易は協定期間を一年に短縮しつつ継続され、L・T貿易が日中覚書貿易と呼称変更されることになり、日中貿易は中国の対外貿易のなかでは第一のシェアを占めることになった。

また日中貿易のなかで「友好貿易」の占める比重がますます大きくなるとともに日本側は中国側の姿勢をほぼ受け入れるようになり、四十四年四月の覚書貿易協定にかんする共同コミュニケには、日米安保条約と日華平和条約を非難する趣旨が盛り込まれるにいたつた。前述の日米共同声明（昭和四十四年）が契機となって「日本軍国主義復活」を主要な基調とする中国の対日批判が激しく展開されるようになったのもこのときである。

佐藤政府にたいして、このような対日批判はますますエスカレートしていったが、同時に日本国内には日中国交回復を求める声が高まり、とくに一九七一年の「米中接近」と同年秋の中国の国連参加の実現によって日中正常化への動きは急速に高まってゆくことになった。

日中国交の樹立

昭和四十七年七月、田中内閣が成立するや中国は従来の佐藤政府にたいしてとつていた態度から急激に、しかも大きく逆転した姿勢を示しはじめ、みずからが主導的に日中打開のシグナルを送るようになった。こうした状況のなかで、日本国内においても日中関係打開への動きが急速に高まり、田中内閣誕生いらい二か月余にして大いに過熱した中国傾斜のムードのなかで田中総理一行の歴史的な北京訪問が実現したのである。

四十七年九月二十五日、田中首相ほか訪中団一行は北京に到着し、四回にわたる日中首脳会談のうち、懸案の日中共同声明は九月二十九日、人民大会堂で調印され、この瞬間に日中国交が樹立した(『史料5』)。そして注目の日台関係にかんしては、共同声明調印後大平外相が談話を発表し、日中共同声明では言及されていない日華平和条約について「終了したものと認められる」と表明したのである。(『史料6』)。

このようにして達成された日中国交正常化は、当然、日台関係の断絶をもたらしした。日中国交の樹立とともに、台湾政府は九月二十九日、日本政府の「背信行為」

を強く非難し、外交関係の断絶を通告してきたことはいうまでもない。日台双方の大使館もここに閉鎖されることになった。

日中正常化以後、日中交流は急速に進展し、後の日中・日中関係は、にもかかわらず、日中共同声明で約束された日中間の実務的な諸懸案については、実現はスムーズに運ばなかった。すなわち、日中貿易協定は昭和四十八(一九七三)年十二月に仮調印にこぎつけたが、日中航空協定は四十九年四月までまたねばならず、日中漁業協定にいたっては国交正常化後二年九か月あまりをへた五十年六月まで達成されなかった。

そして、日中平和友好条約締結の動きも、四十九年九月から交渉が開始されたが、現在のところいわゆる「覇権」問題をめぐって暗礁に乗りあげたかの観がある。以上の事実は日中関係に含まれる問題の原則的な困難さをよく示すものであり、日中両国が真の善隣友好関係をきずき上げるまでには、まだ道は遠いといわねばならない。

いっぽう、日台関係は四十七年九月以降国交が断絶されたにもかかわらず、文化・経済交流は依然として活発であり、たとえば断交の年、四十七年の貿易総額が二三

史料

5 日中共同声明(抜粋) (一九七二年九月二十九日)

一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。

七 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるときではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。(『ドキュメント・日中復交』)

6 大平外相の記者会見での見解(抜粋) (一九七二年九月二十九日)

……最後に共同声明の中では触れておりませんが、日中国交正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められるというのが日本政府の見解であります。(前掲書)

億余ドルであったのたいし、四十九年には三〇億五三〇〇万ドルに達している。また四十九年四月、日中航空協定成立と同時に断絶してしまつた日台航空路線も、五十年七月、日台関係断絶のちに日台双方の民間交流の窓口として設立された交流協会(日本)と亜東関係協会(台湾)とのあいだの民間協定が締結されて再開されるにいたつた。

以上のように戦後の日本は、「二つの中国」という現実がもたらした日中関係史の難しい航路をたどりながら、中華人民共和国を「中国の唯一の合法政府」として承認し、台湾とは民間関係に徹することとなった。もとより、台湾政府が蒋介石総統の死(一九七五年四月)後も蔣経国政権のもとで「中国」を主張していることに変化はなく、中国問題としての「二つの中国」の問題は依然残されている。

参考文献

石川忠雄・中嶋嶺雄・池井優編『戦後資料・日中関係』

日本評論社 昭45

中嶋 嶺雄『現代中国と国際関係』日本能率協会 昭48

時事通信社政治部編『ドキュメント・日中復交』 昭47

高市恵之助・富山栄吉『日中問題入門』岩波書店 昭37

(中嶋嶺雄・伊豆見元)

日本外交の
環境的与件

戦後日本の外交は、「経済外交」という名のもとに特徴づけられてきたといつてよいだろうが、それはいくつかの特定な国際環境を前提として成り立つものであった。

その第一は、アメリカとの友好関係である。日本が経済成長をとげるための最低の条件、すなわち、(1)資源の安定供給、(2)輸出市場の確保、(3)航海の安全の三つを、日本はアメリカの緊密な友好関係を維持することによって充足させることができた。とくにアメリカの冷戦政策による「中国封じ込め」の結果、資源供給源および市場としての東南アジアが全面的に日本に開放されたことの意味は大きかった。それによって、日本はアメリカの資本とノウ・ハウを、東南アジアの資源と市場に結びつけ、今日の経済的繁栄を手にすることができたからである。第二に、そのアメリカとの関係において、日本が軍事的負担を最小限に抑ええたことがあげられよう。日本は日米安保条約によってアメリカの「核の傘」にはいり、自らの安全を保障されることによって、安全保障上の経費を最少限に抑え、全力をあげて経済成長にとりくむことが可能になった。第三に、冷戦Ⅱ二極構造のもとで友敵関係が鮮明であった一九六〇年代においては、日本はおおむねにシニア・パートナーたるアメリカに歩調を合わせていればよく、国際舞台で自ら積極的にイニシアチブをとる必要には迫られずに、もっぱら自らの経済拡張に主力を注ぐことができたのである。

こうして、六〇年代に日本が驚異的な高度経済成長をとげることができたのは、冷戦構造下のアメリカとの同盟関係に負うところが大きかったことは否めないところである。だが六〇年代後半からの国際環境の急速な変化は、日本外交の戦後の環境与件が姿を消しつつあることを示している。たとえば、国際政治構造が、二極体制から多極体制へと移行したことは、日米関係を従来の保護者Ⅱ被保護者のなものから、より相対的な同盟者の関係へと変化させた。それにつれて日米間にはときには競争者としての不協和音が奏でられることにもなった。

また、経済的達成をテコに自己主張をはじめた日本に対し、世界は厳しい眼を向けることとなり、日本がその国力にふさわしい責任を冷静かつ慎重に果たしてゆくべきことをよぎなくされるようになった。さらに昭和四十八年秋の石油危機に際して端的にあらわれたように、資源をもたないことによる経済の脆弱性が明らかにされ、経済成長への楽観的な見通しに反省を迫られるようになった。このように、現在の国際環境は日本にとってかなり厳しいものになってきたのである。

多極化時代
への対応

こうした国際環境の構造上の変化にかんし、第一の特徴としてあげねばならないのは、多極化時代の到来という問題である。昭和四十四年を分水嶺として、戦後処理の遺制としての国際政治体制は崩壊し、国際政治の多極化時代がはじまった。米ソの両大国と西欧諸国、日本などの国々とのあいだの力の関係がより相対的なものとなり、また中国の国際舞台への登場もあって冷戦二極体制は希薄化し、東西両陣営の平和共存からさらに進んで緊張緩和への道が開かれ、国際政治の多極的な複合体制が誕生したのである。

このような国際環境上の変化が日本になげかけた波紋は、もとより大きなものであった。まず、多極化の現象は従来の同盟関係を大きく変化させた。ベトナム戦争の「後遺症」による米国のリーダーシップの後退と、日本の経済的台頭は、日米関係を従来の絶対的關係からより相対的なものにした。この傾向は日本に「自主性の回復」という問題をつきつけた。沖縄返還、日米繊維交渉等において日本はかつてないほどアメリカに対し自己主張を行ったし、また、四十七年秋には戦後懸案だった中国との国交を樹立した。こうして自己主張をはじめた日本に対し、当然のことながら世界の眼は厳しいものとなった。四十七年に「円の切り上げ」を迫られたのはそのよい例であったし、世界は日本がその地位にふさわしい役割を担い責任を果たすことを求めている。とくに経済面に限らず政治面においても日本は一定の役割を演ずることを期待されるようになった。

むろん、こうした要請に対しては、日本は世界の安定と平和に寄与すべく応えるべきであろう。そのためには、まずアメリカとの友好関係をゆるぎない基盤のうえに維持する必要があるであろう。そのことがアジアの安定の基礎となることは疑いなく、とくにベトナム以後、アメリカが日本との関係を重視し「永遠の友人」(キッシンジャー国務長官)とまで呼ぶようになったことに積極的な意味を見い出すべきであろう。同時に、中ソ両国とのあいだの友好的な関係を促進することも重要であろう。ただその場合、留意せねばならないことは日本が中ソ対立の渦中にまき込まれないようにすべきことである。ベトナム戦争の終結後、アジアにおける中ソ対立が、アジアの国際環境を規定する重要な要因として一段とクローズ・アップされることになった。こうした状況下で、日本が中ソ対立にまき込まれることになれば、アジア情勢がより不安定なものになることはいうまでもない。日本は中ソ対立に漁夫の利を得ることに甘んずるべきではなく、中ソ冷戦ともいえる今日の中ソ対立がアジアの平和と安全を脅かすことのないよう慎重かつ主体的な政策をとってゆくべきであろう。

国際政治に 現在の国際環境の変化を考えるうえで第二のポイントとして、経済領域の諸問題における経済が国際政治のより重要なファクターとして人々の関心をひくようになったことが、関係の重視 げられる。国際間の緊張が緩和の方向に向かい、軍事的な対立関係がある程度抑制されるようになった結果、各国は経済領域の諸問題にその視点を移すようになった。そして経済関係にかんするインタレストは、イデオロギーの相違や体制間の対立をも乗り越えて存在することがますます明日になってきた。

こうして国際流通は国際政治における影響力という点でもますます重要性を増しつつある。それゆえ外交上の大きな課題として、経済交流の形態・方法の問題がクローズ・アップされ、国家間の対立、利害の衝突という面からみても、政治的・軍事的・イデオロギー的な諸問題よりも、経済領域の諸問題の方がより多くの比重をしめるようになってきた。こうした趨勢のなかで政治と経済のあいだに相互侵蝕がはじまり、「国際経済の政治化」現象が顕著になり、その結果、外交交渉の面ではいわゆる「リンケージ・ポリティクス」(連繫政治)が著しい特徴になることとなった。つまり政治的争点と経済的争点をリンクさせながら国益をはかってゆく傾向がでてきたのである。

国際政治における経済面のウェイトの増大というこうした流れのなかで、国際経済体系は大きな転換期を迎えることになった。すなわち、現在は単純な自由貿易の原則だけでは運用してゆけないほど、国際経済体系が複雑になり、質的にも変化した時代なのである。

以上のような状況をみてくるとき、日本の国益はどこに求められるのであろうか。まず、日本が貿易立国として以外に生きる途がないことを考えると、「自由貿易体制」の存続が不可欠であることは自明の理であろう。したがって、経済勢力圏や特惠貿易体系という閉鎖的な体制を排し、自由貿易を前提とする新しい国際経済体系を再建することに努力を傾注すべきであろう。そのためには、経済合理性が最小限度保証される国際秩序を必要とすることもまた当然である。

相互依存性 国際環境の構造変化の第三の要因としては、地球的な規模での相互依存性 (Global interdependence) の増大と、それにとりまなう全人類の課題の登場という問題をあげ、**人類の問題** なければならぬ。現在の世界は、技術革新・交通・コミュニケーション手段など科学技術文明の長足の進歩にともない、かつてないほど緊密な相互依存関係にある時代を迎えている。そして、こうした傾向とともに、ある限られた特定の地域や国家のみを対象とする問題だけではなく、全人類を対象として解決せねばならない問題がクローズ・アップされてきた。人口爆発、環境汚染、エネルギー危機、食糧不足など人類全体の未来に暗い影を投げかける大問題の解決のためには、各国国民が国家の利害をこえて政治・経済・文化などがあらゆる分野で協力しなくてはならない。こ

のような人類全体に対する難問は、かつて経験したことのないものだけにその解決は難しく国際政治の大きな課題となってきた。

また、このことを考えるうえで、いわゆる「南北問題」のもつ意味も大きなものである。六〇年代は、国連においてA・A諸国が陸続と登場しはじめた時期であり、また「南北問題」がはじめて真剣に語られるようになった時代であった。しかし、七〇年代も半ばに達した現在でも、問題はいつこうに解決されていない。そして、石油危機以後とみに高まった発展途上国における資源ナショナリズムの台頭によって、「南」の国々は資源をもつものともたないものに分化される傾向がでてきた。いわゆる「第三世界」のなかから「第四世界」(持たざる「南」の国々)が出現しつつあるという問題がそれである。その結果、「南」の国々のなかにおいても、富と国力の格差が生ずることとなったのである。このように、「南北問題」はただその解決が困難であるばかりか、より複雑な様相を示してきている。

ところで、資源小国である日本にとって「南北問題」の解決がとくに重要な意味をもつことはいまでもない。昭和四十八年秋以来の石油危機で示されたように、「南」のもてる国が「北」との格差を縮めるために資源を武器として使用するならば、日本への資源供給はきわめて不安定な状態のもとにおかれることになる。いっぽう、第三次海洋法会議にみられたように、開発途上国の過激な要求が南北間の格差という現実への不満を背景にしていることは疑いのないところであり、日本はアジアの有色人種国でありながら「北」の先進国に属するという特殊な地位にあることを考慮するとき、「南北問題」の解決のためにさらに積極的に努力せねばならない。

日本人の国民 最後に、グローバルな範囲での相互依存関係が拡大していく結果、人種・文化など性と日本外交 を異にする人々が直接・間接的に接触する機会がますます増えつつあり、こうした現実によって、いわゆる「文化摩擦」(Cultural Conflicts)が生ずる機会がより増大したことに眼を

向けなければならない。最近、われわれの耳にはいつてくるニュースは、諸外国との接触における日本、あるいは外国人との接触において日本人がかかえる諸問題について、あらためて深い反省と洞察とを要求している。外国とのあいだの「文化摩擦」の問題の裏には、日本人特有の「国民性」にたいする重大な問いかけ、警告が隠されているのではないだろうか。

われわれは日本人の「国民性」が処々のトラブルの原因とならない道を模索すべきであろう。そのためには広い視野にたった国際感覚を身につけるべきであり、従来は「世界のなかの日本」という視点があまりにも欠落していた。言葉をかえていうなら、日本が島国であるうえに、きわめて純粋かつ一元的な単一民族国家であること、すなわち世界においてはきわめて特異な存在であることを日本人はあまりにも意識しなすぎたのである。その結果、文化・価値観の差異から生ずる問題にたいする配慮がゆきとどかなかつたし、相手にたいする理解の度合いに深みが欠けていた。われわれは今日、国際協調の精神に立脚し、「世界のなかの日本」という視点にたつて自己像を再検討し、われわれの国家目標をより明白にして、日本についての正しいイメージを世界に提供し、定着させなければならぬ。そのことは日本外交にとつても当面もつとも急を要する課題であり、この点でいわゆる情報外交の重要性が増大しているといえよう。

△参考文献▽

中嶋 嶺雄『現代中国と国際関係』日本能率協会 昭48

永井陽之助『多極世界の構造』中央公論社 昭48

衛藤滂吉編『大国におもねず小国をあなどらず』自由社 昭48

(中嶋嶺雄・伊豆見元)